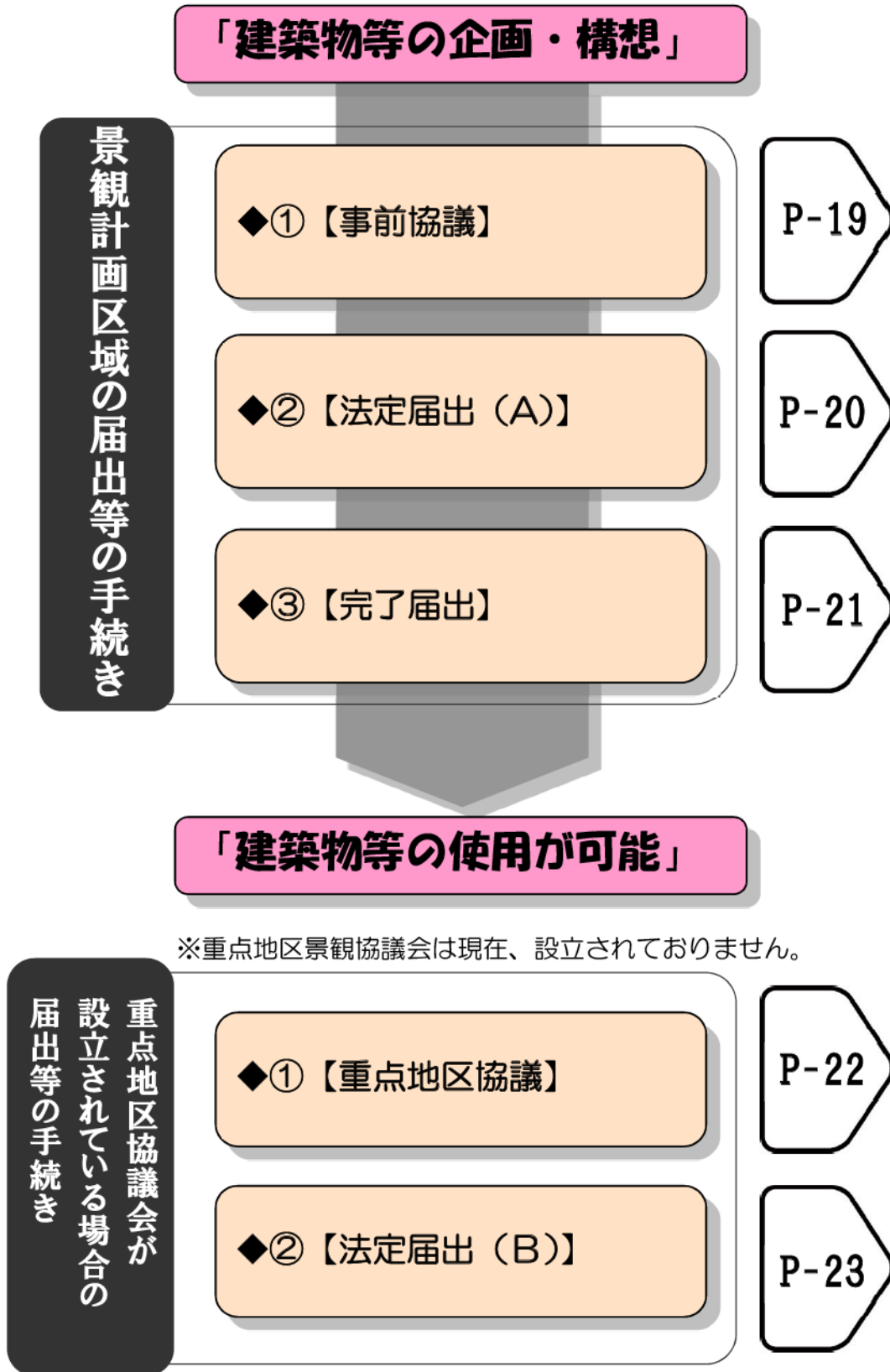


## (2) 届出等の手続き

三郷市では、次の手順に沿って景観の届出等の手続きを行って頂きます。



1 運用指針の構成と役割

2 景観計画の区域

3 届出の対象行為・手続きと解説

4 景観形成基準と解説

5 色彩基準と解説

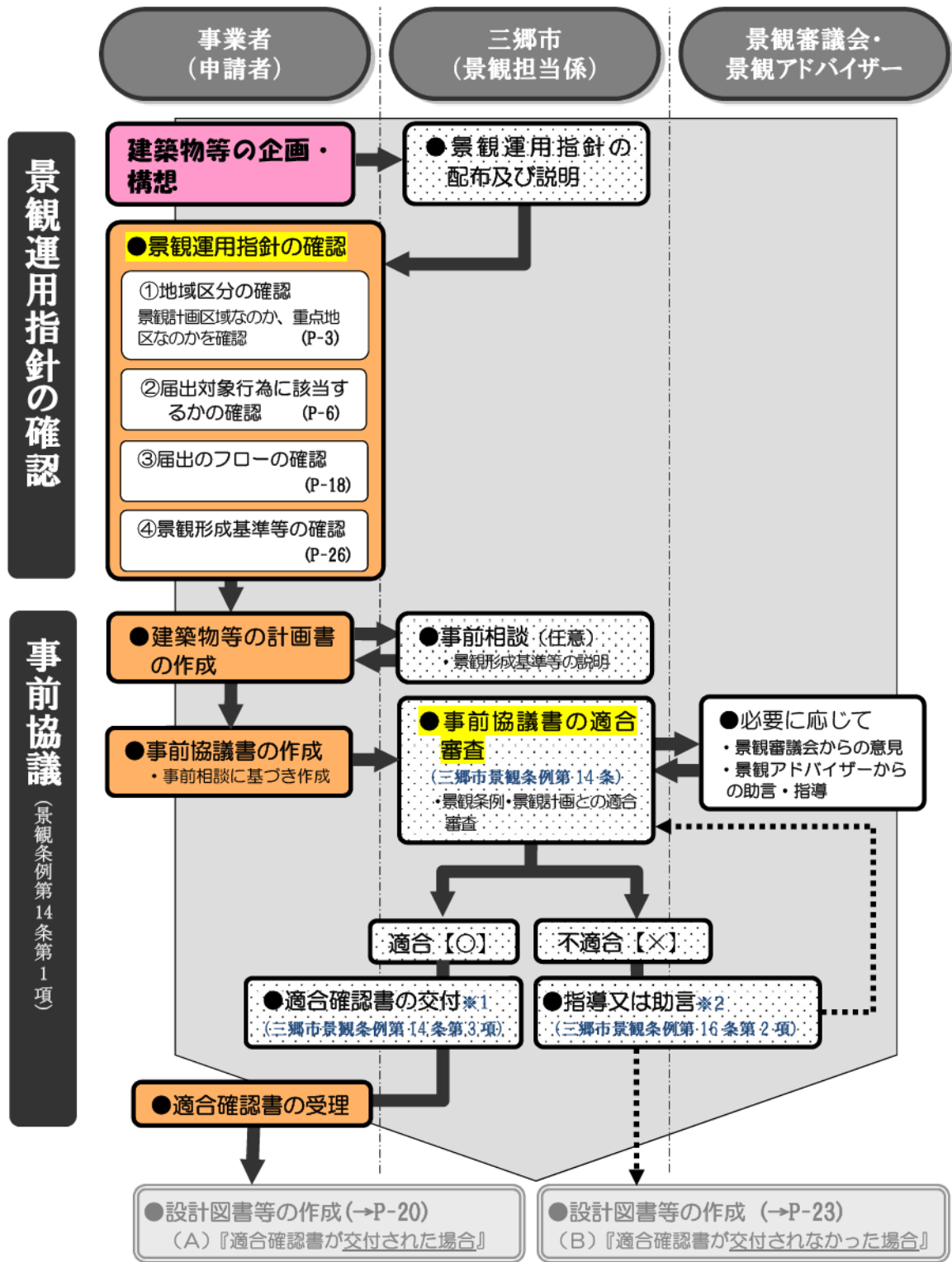
6 算定基準と解説

7 参考資料

1	運用指針の構成と役割
2	景観計画の区域
3	届出の対象行為・手続きと解説
4	景観形成基準と解説
5	色彩基準と解説
6	算定基準と解説
7	参考資料

① 【事前協議】

「景観計画区域」または「重点地区で重点地区景観協議会が設立されていない場合」

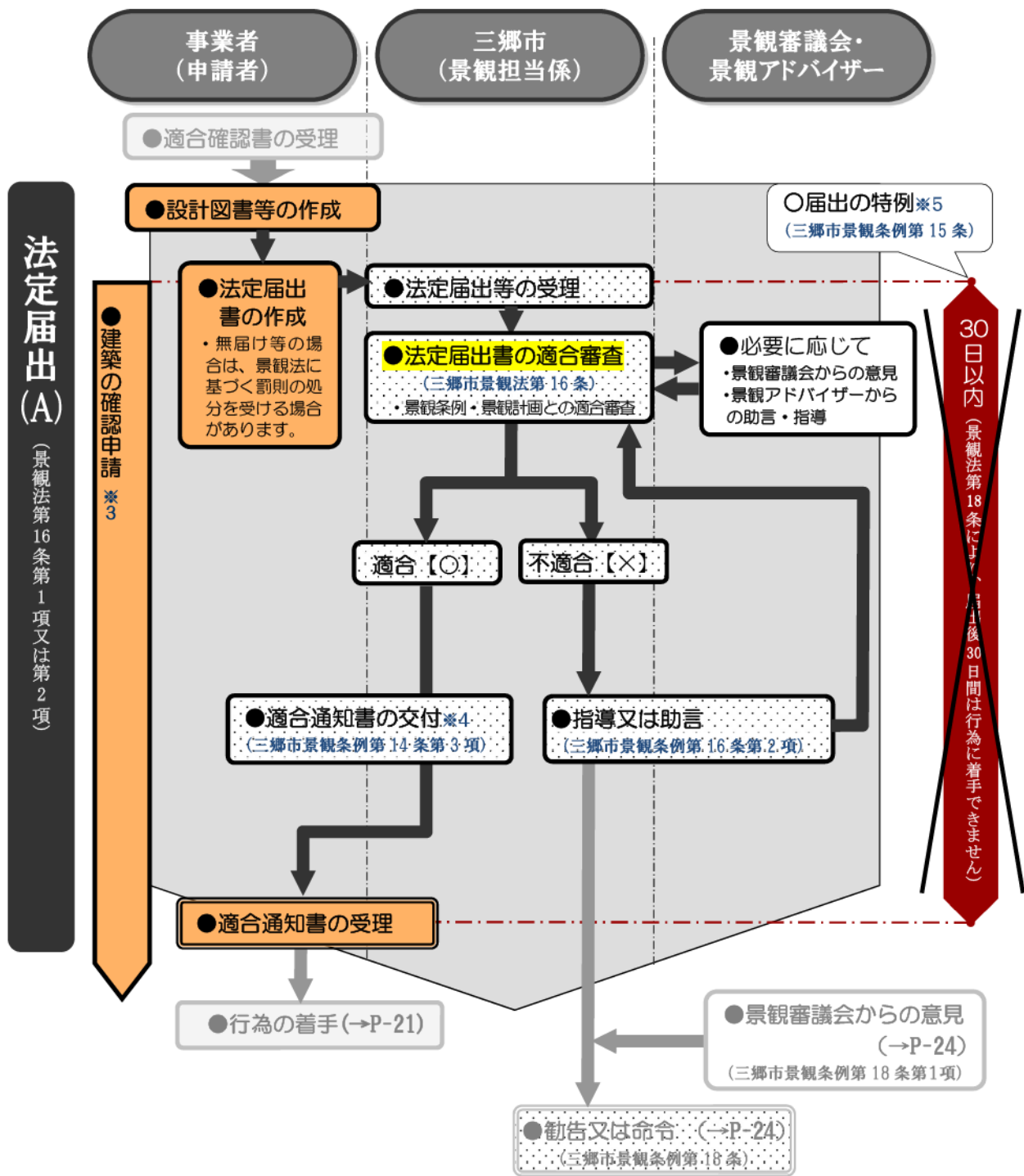


※1【適合確認書の交付】(三郷市景観条例第14条第3項の説明書き)  
 ○市長は、事前協議書の内容が景観条例・景観計画に適合する場合は、事業者(申請者)に対して適合確認書を交付します。

※2【指導又は助言】(三郷市景観条例第16条第2項の説明書き)  
 ○市長は、事前協議書の内容が景観条例・景観計画に適合しない場合は、事業者(申請者)に対して指導又は助言をすることができます。

②【法定届出（A）】

「景観計画区域」または「重点地区で重点地区景観協議会が設立されていない場合」



※3【建築確認の申請】(三郷市景観条例第17条第2項の説明書き)

○事業者(申請者)は、同頁の適合通知書の交付を受けるまで建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認の申請が行えません。ただし、事前協議(P-20)において、適合確認書が交付されている場合は適合通知書の交付を受けなくても建築の確認申請ができます。

※4【適合通知書の交付】(三郷市景観条例第17条第1項の説明書き)

○市長は、法定届出の内容が景観条例・景観計画に適合する場合は、事業者(申請者)に対して適合通知書を交付します。

※5【届出の特例】(三郷市景観条例第15条の説明書き)

○事業者(申請者)は、事前協議で適合した行為について法第18条第1項の規定により行為着手の日数を短縮できます。

1 運用指針の構成と役割

2 景観計画の区域

3 届出の対象行為・手続  
さて解説

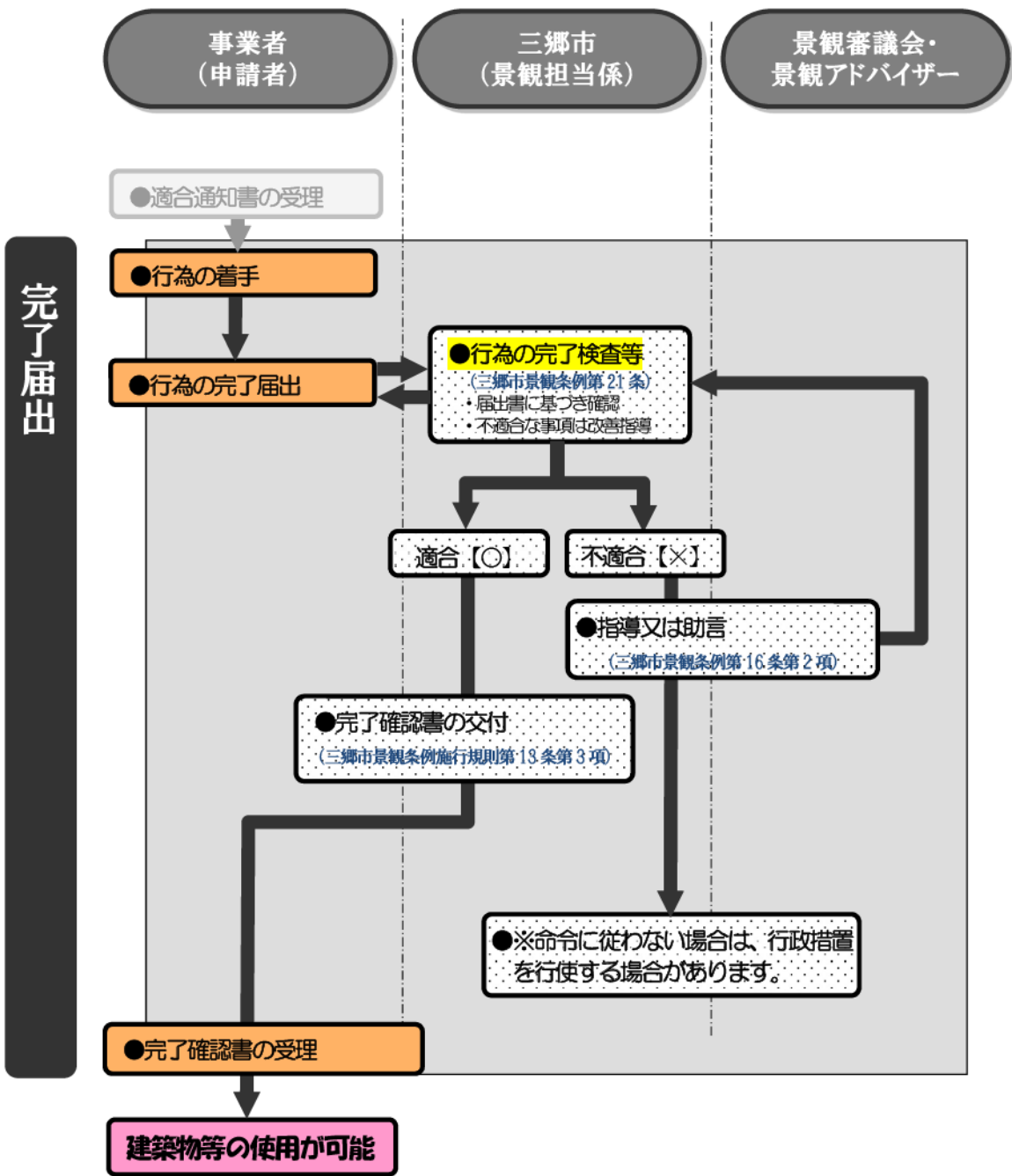
4 景観形成基準と解説

5 色彩基準と解説

6 算定基準と解説

7 参考資料

③【完了届出】



1 運用指針の構成と役割

2 景観計画の区域

3 届出の対象行為・手続きと解説

4 景観形成基準と解説

5 色彩基準と解説

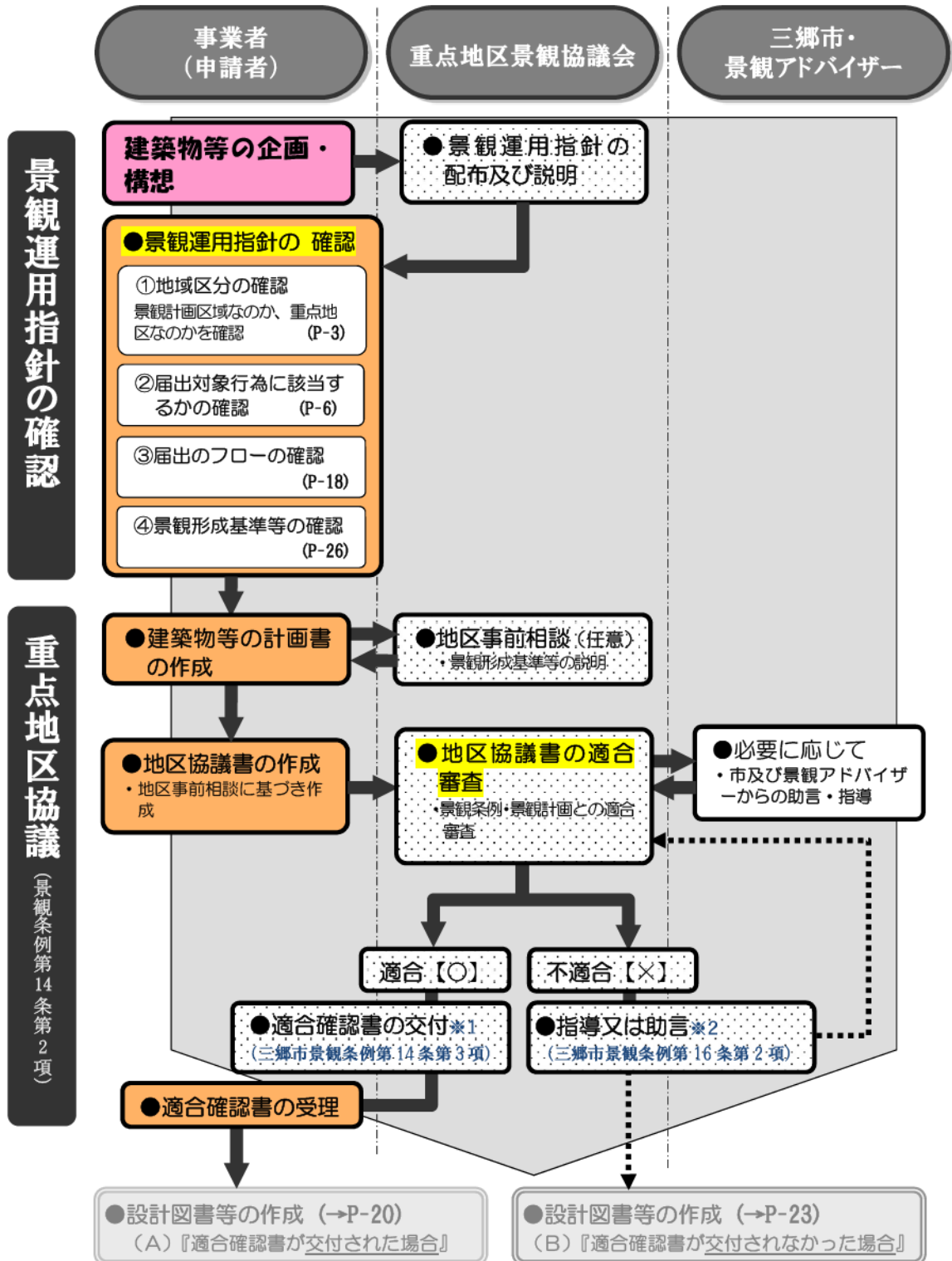
6 算定基準と解説

7 参考資料

①【重点地区協議】

「重点地区で重点地区景観協議会が設立されている場合」

重点地区景観協議会は現在  
設立されていないためこの  
ページは運用しません



※1【適合確認書の交付】(三郷市景観条例第14条第3項の説明書き)

○重点地区景観協議会の代表者は、事前協議書の内容が景観条例・景観計画に適合する場合は、事業者(申請者)に対して適合確認書を交付します。

※2【指導又は助言】(三郷市景観条例第16条第2項の説明書き)

○重点地区景観協議会の代表者は、事前協議書の内容が景観条例・景観計画に適合しない場合は、事業者(申請者)に対して指導又は助言をすることができます。

1 運用指針の構成と役割

2 景観計画の区域

3 届出の対象行為・手続  
と解説

4 景観形成基準と解説

5 色彩基準と解説

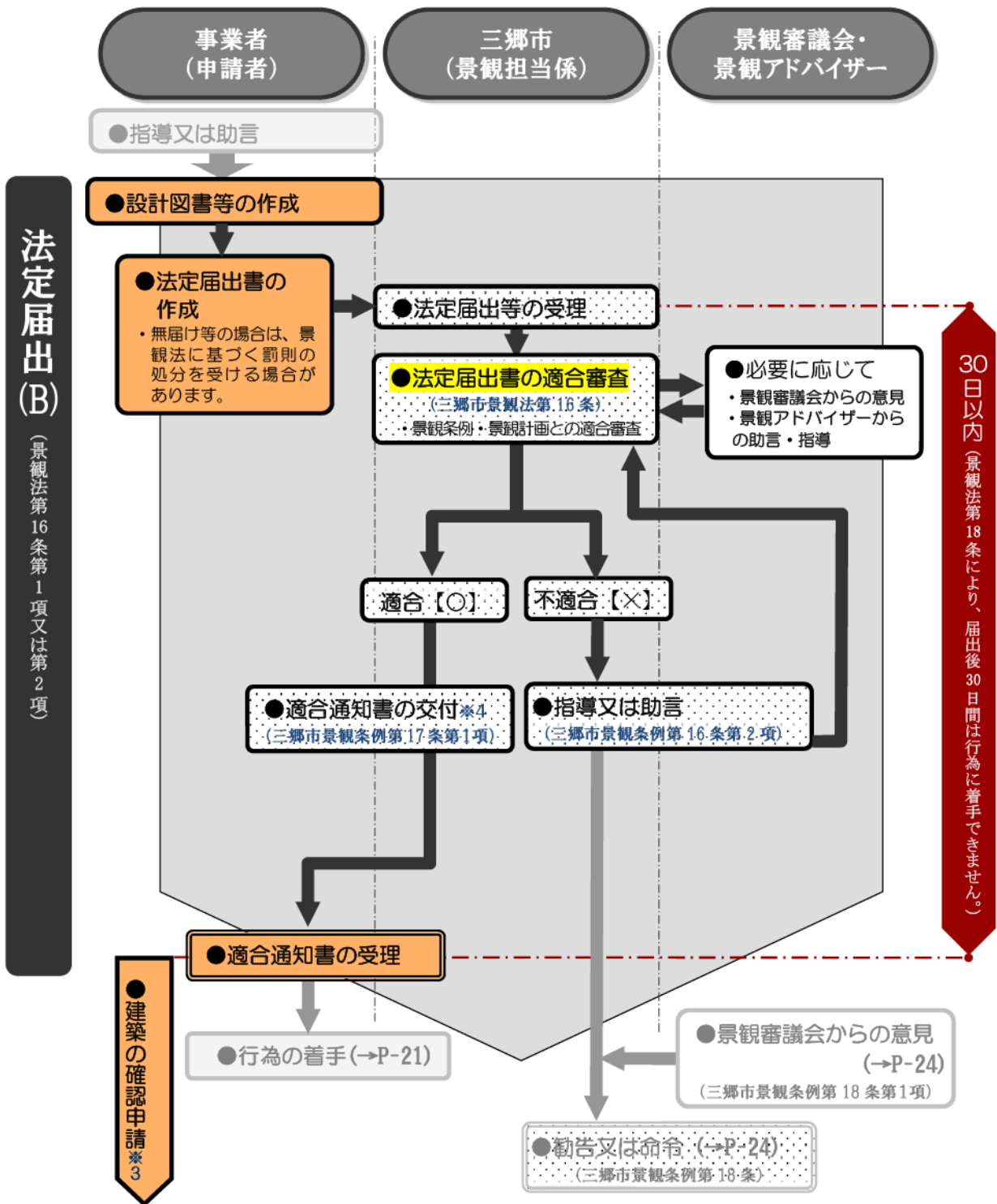
6 算定基準と解説

7 参考資料



②【法定届出（B）】  
「重点地区で重点地区景観協議会が設立されている場合」

重点地区景観協議会は現在  
設立されていないためこの  
ページは運用しません



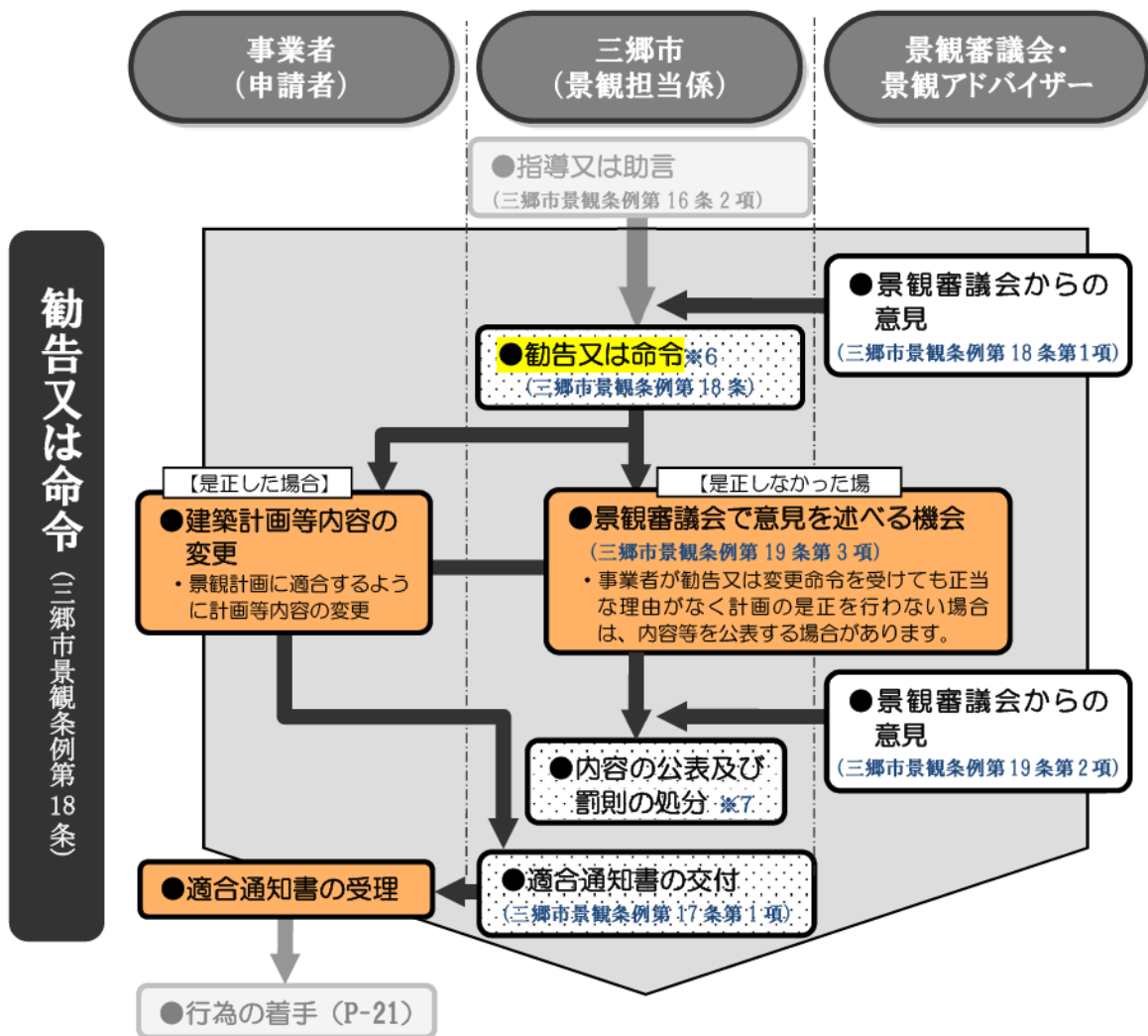
※3【建築確認の申請】(三郷市景観条例第17条第2項の説明書き)

○事業者(申請者)は、同頁の適合通知書の交付を受けるまで建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認の申請が行えません。ただし、重点地区協議(P-22)において、適合確認書が交付されている場合は適合通知書の交付を受けなくても建築の確認申請ができます。

※4【適合通知書の交付】(三郷市景観条例第17条第1項の説明書き)

○市長は、法定届出の内容が景観条例・景観計画に適合する場合は、事業者(申請者)に対して適合通知書を交付します。

④ 勧告及び変更命令



※6【勧告及び命令の適用除外】(三郷市景観条例第20条の説明書き)

○埼玉県景観条例(平成元年条例第42号)第10条第1項の規定により大規模行為景観形成基準に適合している旨の通知を交付した建築物及び工作物は、景観審議会の審議を経て市長が次の各号のいずれにも該当すると認めるものに限り、法第16条第3項若しくは法第17条第1項又は第5項の規定を適用しません。

- ・建築物又は工作物の外観を変更することとなる色彩の変更で、変更前と同等の色彩を従前の位置で使用する行為
- ・正当な理由により行う行為

※7【勧告及び命令】(三郷市景観条例第18条の説明書き)

「内容の公表」

○勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所、勧告又は命令の対象となった行為及び位置、勧告又は命令に従わなかった事実の公表をします。

「罰則の処分」

- 【景観法第100条】是正命令に従わなかった場合→1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 【景観法第101条】届出をしなかった場合又は、虚偽の届出をした場合→30万円以下の罰金
- 【景観法第102条】変更命令に従わなかった場合→50万円以下の罰金

1 運用指針の構成と役割

2 景観計画の区域

3 届出の対象行為・手続きと解説

4 景観形成基準と解説

5 色彩基準と解説

6 算定基準と解説

7 参考資料